

【フレア】暗号資産貸借取引約款

## 【フレア】暗号資産貸借取引約款

### 第1条 (本約款の趣旨)

1. この約款は、お客様と SBI VC トレード株式会社（以下「当社」といいます。）の間で次項に規定する暗号資産フレア（Flare、FLR、以下「Flare トークン」といいます。）において、暗号資産貸借取引（お客様が当社に暗号資産を貸し出し、当社がお客様に対して、お客様より借り入れた暗号資産と同じ数量の暗号資産を返還する消費貸借取引をいいます。以下同じ。）について、お客様と当社の権利義務関係を明確にすることを目的とします。
2. 本約款に基づく貸借取引は、お客様がお申込み時点で当社の口座に保有している Flare トークンの任意の数量を対象とします。その目的は Flare Foundation（以下「Flare 社」といいます。）により規定される条件に従い、デリゲート（delegate、委任）と呼ぶ仕組みに当社が参加することで、当社がお客様から借り入れた Flare トークンを元に追加で Flare トークンの付与を受けることであり、最終的にお客様に還元することとなります。
3. この約款に定めのない事項については、「サービス総約款」（以下「サービス総約款」といいます。）が適用されるものとします。また、この約款の規定と「サービス総約款」の規定が異なるときは、Flare トークンの暗号資産貸借取引に関しては、この約款の規定が「サービス総約款」の規定に優先して適用されるものとします。

### 第2条 (口座開設)

1. お客様が Flare トークンの暗号資産貸借取引サービス（以下「本サービス」といいます。）を利用するためには、「サービス総約款」に基づき、暗号資産の現物取引及び暗号資産関連デリバティブ取引に関する口座である SBI VC トレード取引口座（以下「暗号資産取引サービス口座」といいます。）を開設している必要があります。
2. お客様は、当社が第 3 条に基づきお客様に対して交付する「【フレア】暗号資産貸借取引説明書（契約締結前交付書面）」（以下「【フレア】暗号資産貸借取引説明書」といいます。）に同意し、当社が承諾した場合に限り、本サービスを利用できるものとします。
3. 当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても前項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。
  - (1) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合
  - (2) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布若しくは偽計・威力により当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合
4. 本サービスは、当社が第 2 項の承諾をし、所定の手続きを完了した時以降に利用することができます。

5. 本サービスのご利用に必要となる通信用の機器などは、お客様にご用意いただくものとします。

### 第3条 (Flare トークンの暗号資産貸借取引に関するご説明書)

本サービスの利用申込みにあたって、当社は、あらかじめ、お客様に対して「【フレア】暗号資産貸借取引説明書」を交付します。この書面は、Flare トークンの暗号資産貸借取引に係るリスク等を詳細に説明しておりますので、内容をご確認いただき、ご不明な点があれば、取引開始前にご確認ください。

### 第4条 (暗号資産の種類)

本サービスは、第1条第2項に規定する暗号資産について提供します。

### 第5条 (条件等)

本サービスは、別途 Flare 社が規定する契約期間等の条件に則り【フレア】暗号資産貸借取引説明書にて当社の条件を定めることとします。また、本サービスにおける対象暗号資産は、本サービスへのお申込み時点においてお客様が当社に保有する Flare トークンの他、デリゲート参加により当社が追加で受領した Flare トークンについてもその都度当社が実施するデリゲートの対象とし、元本の原資として追加していくこととします。又、第13条定めるデリゲート報酬料についても、同様に受領する都度元本の原資として追加していくこととします。

### 第6条 (申込内容の明示)

暗号資産の貸出の申込みの際は、暗号資産の貸出に必要な事項として当社が指定する事項を明示していただきます。

### 第7条 (申込みの方法)

暗号資産の貸出の申込みは、当社の指定する方法により、インターネットを通じて行っていただきます。

### 第8条 (受付及び取消し)

1. 貸出の申込みの受付確定時は、通信端末等にお客様が入力された申込内容について当社が照合し、確認した時点とします。なお、この時点においては、お客様の申込みの受付が確定したのみであり、貸出に関する約定は成立していない点にご留意ください。
2. お客様は、貸出の申込みをし、当社が申込みを受け付けた時点で、当該貸出の申込みに係る暗号資産と同じ種類、数量の暗号資産を売却、譲渡、担保設定その他の処分することができなくなります。但し、貸出の申込み受付終了日時までに本条第4項に基づきお客様が貸出の申込みを取り消した場合、お客様は、当該貸出の申込みに係る暗号資産と同じ種類、数量の暗号資産の売却、譲渡、担保設定その他の処分が可能となります。

3. 当社は、申込内容が次のいずれかに該当する場合は、当該申込みの受付を行います。
  - (1) お客様の貸出の申込内容が、第 6 条及び第 7 条に定める事項のいずれかに反している場合
  - (2) お客様の暗号資産取引サービス口座において申込時に当該貸出に必要な暗号資産がない場合
4. 当社が本サービスにより受付けた貸出の申込みの取消しは、貸出の申込み受付終了日時までに限り、行うことができます。

#### 第9条 (約定)

1. 当社が本サービスにより受付けた貸出の申込みに係る暗号資産貸借取引は、当社が申込内容を確認し、承認した時点で成立するものとします。但し、当社が受付けたお客様からの申込内容が次のいずれかに該当する場合には、あらかじめお客様に連絡することなく当該申込みが約定しないことがあります。
  - (1) 受付け後、約定するまでに当該申込みが第 6 条又は第 7 条に反することになった場合。
  - (2) その他、取引の健全性に照らし不相当と当社が判断する場合。
2. 前項に基づく約定が成立した時点で、本サービスに係る暗号資産は、お客様の暗号資産取引サービス口座から、当社の暗号資産に係る取引口座へと移転します。かかる移転の後、当該暗号資産は、当社に対して貸し出されるものとします。
3. 本サービスの契約期間は、別途 Flare 社が規定する配布期間である 36 か月に対応するため、暗号資産貸借取引が成立した日の翌日から起算され、当該配布期間開始後 40 か月が経過した日を満了日とする期間をいいます。但し、Flare 社が今後決定する条件等によっては、当該契約期間の満了日の延長など変更をする場合がありますが、その場合当社は事前にお客様に通知するものとします。

#### 第10条 (自動更新)

本サービスにおいて自動更新の適用はありません。

#### 第11条 (売却等の禁止)

お客様は、本サービスの契約期間中、本サービスに基づき当社に対して貸し出している暗号資産（当該暗号資産の返還を請求する権利を含みます。）を売却、譲渡、担保設定その他の処分をすることはできません。

#### 第12条 (返還等)

当社は、お客様に対して、本サービスの契約期間満了日に、当社がお客様から借り受けた暗号資産と同じ種類、数量の暗号資産を返還するとともに、第 5 条に定める残余の Flare トークン及び第 13 条に定めるデリゲート報酬料を、お客様の暗号資産取引サービス口座に送付する方法により、支払うこととします。

#### 第13条 (利用料・デリゲート報酬料の支払)

1. 本サービスにおいて当社がお客様にお支払いする利用料は発生しません。

2. 当社がデリゲートに参加することでデリゲート先から受領するデリゲート報酬料については、25%を差し引いた上で、お客様にお支払いします。

#### 第14条 (本サービスを利用した申込み及び取引の照会)

当社が本サービスで受付けた貸出申込み及び取引の内容は、別途当社が指定する方法により照会することができます。

#### 第15条 (取引内容等の確認)

貸出申込み、取引の内容等についてお客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様が本サービス利用時に入力されたデータの記録内容をもって処理させていただきます。

#### 第16条 (同意事項)

お客様は、以下の各号に定める事項について同意するものとします。

- (1) 当社によるお客様からの暗号資産の借入れは、暗号資産の管理に該当せず、お客様が当社に対して貸し出した暗号資産は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づく分別管理の対象ではないこと
- (2) お客様は、お客様が当社に対して貸し出した暗号資産について、資金決済に関する法律に基づく、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有しないこと
- (3) 暗号資産貸借取引において、当社は、お客様に対して、担保を提供しないこと
- (4) 当社が破綻した場合、お客様は、お客様が当社に対して貸し出した暗号資産の返還を受けられない可能性があること

#### 第17条 (手数料)

本サービスについて、取引手数料は無料です。但し、デリゲート報酬料から差し引かれる報酬分については第13条2項に定めるとおりとします。

#### 第18条 (ハードフォーク等)

当社の取扱う暗号資産に係るブロックチェーンにつきプロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデート等（以下「ハードフォーク」といいます。）が行われた場合、当社は、当社がお客様より借り入れているハードフォーク前の暗号資産につき、ハードフォーク後に誕生した新しい暗号資産を追加で借り入れる義務及び当該暗号資産をお客様に返還する義務を負いません。なお、ハードフォーク後に誕生した新しい暗号資産の適法性、安定性等に問題が無いことを確認した場合、当社の裁量により、お客様より新しい暗号資産を追加で借り入れ、又は、お客様に新しい暗号資産を返還し若しくは相当する金銭を交付することができます。

#### 第19条 (免責事項)

当社は、Flare トークンのデリゲートにおいて、当社の責めによらない事由により生じた損害については、債務不履行、不法行為その他の法律上の請求原因の如何を問わず、責任を負わないものとします。

但し、当該損害が当社の故意又は重大な過失による債務不履行又は不法行為によって発生した場合はこの限りではありません。

また、当社は、Flare トークンのデリゲートにおいて、デリゲートの停止又は中止を必要と当社が判断する事象が生じた場合には、デリゲートを停止又は中止し、お客様との間の Flare トークンに係る暗号資産貸借取引を終了することができるものとし、ます。その他免責事項については、サービス総約款を確認ください。

#### 第20条 (解約)

1. お客様は、この約款及び本サービスを解約出来ることとします。又、「サービス総約款」を解約した場合、この約款及び本サービスも解約されます。
2. この約款及び本サービスの解約の効力は、前項に基づく解約について当社所定の手続が完了した時点で発生します。
3. 第 1 項に基づき、この約款及び本サービスが解約された場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、当社所定の時点で、この約款及び本サービスに基づきお客様から借り入れている全ての暗号資産を返還できるものとし、ます。その場合、返還にかかる費用をご負担いただく場合がございます。又、当社は、本項に基づいて当社が行った行為によりお客様が被った損害について責任を負いません。

【制定】 2023 年 1 月 30 日

【改訂】 2023 年 2 月 1 日

【改訂】 2023 年 4 月 19 日

【改訂】 2023 年 5 月 24 日